

虐待防止のための指針

1. 事業所における虐待防止に関する基本的考え方

当事業所では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待防止法等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わないこととします。

【虐待の定義】

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- ② 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同等の放置等
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること
- ⑤ 経済的虐待：利用者から不当に財産上の利益を得ること

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待の発生防止と職員の虐待防止に関する知識及び意識向上を図ることを目的に実施します。
- (2) 研修は年2回以上実施。
- (3) 研修内容は、記録に残し保存します。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する方針

- (1) 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

- (3) 担当者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、虐待防止委員会において、調査内容の報告、再発防止策について検討を行います。
- (4) 虐待防止委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査又は再検討を担当者に指示します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 担当者は事業所責任者及び市町村に報告を行うとともに、事業所責任者は家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝えます。
- (4) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (5) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (6) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (7) 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危機が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当事業所の虐待防止等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が、自由に閲覧できるように据え置きます。

7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

利用契約書第10条を厳守するとともに権利擁護及び虐待防止等の為、内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努めます。